

「くまなびの日」の取得状況について

4～7月の取得状況

県立中学校、高校、特別支援学校のうち50校の児童生徒231人が取得し、延べ取得日数は314日

(内訳) 児童生徒が取得した学校 50校(中学校3校、高校36校、特別支援学校11校)

児童生徒の取得状況 231人・314日(中学校5人・8日、高校194人・263日、特別支援学校32人・43日)

具体的な体験の事例

- ・ 県立美術館や熊本城、阿蘇火山博物館等の見学
- ・ 県外国外の博物館、神社仏閣、歴史的建造物等の見学
- ・ オープンキャンパス参加などによる大学見学
- ・ プロスポーツやスポーツ大会観戦
- ・ 音楽鑑賞、イベント参加
- ・ 田植え、農作物収穫、料理づくり体験
- ・ 畜産市場見学、競り見学
- ・ 企業見学
- ・ イベントでの店舗運営体験
- ・ 防災学習としての被災地見学
- ・ 被災地でのボランティア

児童生徒・保護者の主な意見

家族で有意義な時間を過ごすことができた

学校では学ぶことができない体験的な学習ができた
進路選択につながった

日ごろできない体験活動を行う機会となった

学校を休んでよいか葛藤があったが、平日は人が少なく、経費も抑えられるなどメリットがあった

人混みが苦手であり、平日は人が少ないのでありがたかった

将来の自営するための学びにつながった

学校現場の主な意見

【良い点】

保護者とともに有意義な時間を過ごす機会になったようだ
保護者のもと、生徒の学びの機会が広がることは有用である

【課題】

今後、対応を検討し、本格実施につなげる
同じ体験でも「くまなびの日」を活用する生徒、しない生徒がいる
飛び石連休の間など特定の日に取得者が集中するおそれがある
安易に学校を休めるイメージが先行しないか懸念する
体験格差が生じることを懸念する
生徒や保護者への周知が進んでいない

市町村教育委員会の状況

令和6年度、御船町、西原村が「くまなびの日」を試行

子供と家族と一緒に休める環境整備について

(継続) 学校休業日の分散化

【県立学校における取組】

令和5年4月、休業日の取扱を弾力化し、学校長の判断により、夏季休業日等の分散化を可能とする制度を導入

- ・対象：県立の全ての中学校、高校、特別支援学校
- ・通知：教育長から各学校長に対し、通知を发出
- ・方法：夏季、冬季、学年末休業日の一部を5日までの範囲で学期中に移動し、休業日を設定

令和5年度は、宇土高校・宇土中学校において、体験的な学習活動等に取り組みめるよう、本年度から夏季休業日の一部を分散（令和5年10月下旬から11月上旬にかけて9連休とする取組を実施）

令和6年度は、宇土高校・宇土中学校に加え、熊本商業高校、矢部高校、八代清流高校、球磨工業高校、南稜高校において取組を実施予定

【市町村立学校】

市町村教育委員会に対して制度導入について、検討するよう依頼済

⑨ くまなびの日（試行）

【県立学校における取組】

生徒が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動等を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）

- ・趣旨：教育の出発点である家庭において、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備する
- ・名称：くまなびの日
- ・対象：すべての県立中学校、高校、特別支援学校
- ・手続：保護者が事前届出（取得届）を提出
- ・始期：令和6年4月9日から試行
- ・日数：年3日以内
- ・補習：その日の学習内容は自習で対応

【市町村立学校】

市町村教育委員会に対して試行への参加について、検討するよう依頼済